

## 天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止し、もって市民の財産を守るため特殊詐欺等防止対策機器を購入する者に対し、予算の範囲内において購入に要する費用の一部について天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺等防止対策機器とは、特殊詐欺等の被害を未然に防止するための機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって次の各号のいずれかに該当する補助対象機器をいう。

- (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること。
- (2) 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること。
- (3) 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、当該対象者と同一の世帯に過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 第6条の交付申請を行う日において、世帯員に満65歳以上の者がいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等（天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）の合計額とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に、2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、10,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 特殊詐欺等防止対策機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- （2） 特殊詐欺等防止対策機器の購入予定額（取付費用を含む。）を確認できる書類
- （3） 市税納付状況等確認の承諾書（様式第2号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の可否を決定したときは、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定において、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに特殊詐欺等防止対策機器を購入し、取付けに着手するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 申請者は、前条の規定による決定後に当該補助事業の内容を変更しようとするときは、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を再審査の上、交付の可否を決定し、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第9条 補助決定者は、取付けが完了したときは、速やかに天理市特殊詐欺等防止対策機器設置実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に購入実績額（取付費用を含む。）を確認できる書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、報告書の提出を受けたときは、報告書の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付請求書（様式第8号）に補助金の振込先口座に係る通帳の写しを添えて市長に提出し、市長は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1）規則第19条第1項の各号のいずれかに該当する場合

（2）その他市長が特に必要と認める場合

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る補助金が交付されているときは、天理市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

（調査への協力）

第14条 補助決定者は、市長が特殊詐欺等防止対策機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

（処分等の制限）

第 15 条 補助決定者は、補助金交付の目的に反して特殊詐欺等防止対策機器を使用し、譲渡、交換、貸付け及び担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。